

令和5年度第3回 徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和5年8月7日(月) 午後1時00分～午後3時10分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 撫養委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 山本委員

(使側委員)五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 徳島県最低賃金額改正について、審議が行われた。

各委員の主張は下記のとおりである。

労側委員

徳島の未来のことを考えると、賃上げの強いメッセージを示すべきであり、プラス44円の899円を提示する。

使側委員

目安額の根拠である物価の上昇率ほど徳島の物価上昇はない。しかし、目安額を尊重しプラス40円の895円を提示する。

(2) 公益委員と労使委員の個別協議を繰り返し、労使協議によりプラス41円とプラス42円まで歩み寄りが見られた。

(3) 公労使三者が集まった場で、プラス41円で専門部会報告することを全会一致により決議した。全会一致のため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、答申文案を確認した。

(4) 同専門部会後に開催を予定している第4回本審において答申を予定している。